第２【参照書類の補完情報】⑽
第３【参照書類を縦覧に供している場所】
名称
（所在地）
（記載上の注意）
⑴　一般的事項
ａ　記載事項のうち金額に関する事項について、本邦通貨以外の通貨建ての金額により表示している場合には、主要な事項について本邦通貨に換算した金額を併記すること。
ｂ　本邦通貨以外の通貨建てを本邦通貨に換算する場合には、換算に当たって採用した換算の基準を注記すること。
⑵　代理人の氏名又は名称
本邦内に住所を有する者であって、発行登録書の提出に関する一切の行為につき当該発行者を代理する権限を有するもの（以下⑵において「代理人」という。）の氏名（代理人が法人である場合には、その名称及び代表者の氏名）を記載すること（法第27条の30の５第１項の規定により発行登録書を書面で提出する場合には、併せて「代理人の氏名又は名称」の下に代理人（代理人が法人である場合には、その代表者）が署名すること。）。
⑶　発行登録の対象とした募集（売出）外国投資証券の形態
発行登録による募集又は売出しを予定している外国投資証券の形態（法第２条第１項第11号に掲げる投資証券に類するもの、外国新投資口予約権証券、外国投資法人債券（短期外債を除く。）の別等）を記載すること。
⑷　発行予定期間
ａ　発行登録による募集又は売出しを予定している期間により１年又は２年と記載すること。
ｂ　発行登録の効力発生予定日には、発行登録書の提出日から、法第27条において準用する法第23条の５第１項において準用する法第８条第３項の規定により当該発行登録者に係る法第27条において準用する法第５条第１項第２号に掲げる事項に関する情報が既に公衆に広範に提供されているものとして、関東財務局長が指定した期間を経過する日を記載すること。
⑸　発行予定額又は発行残高の上限
発行登録による募集又は売出しを予定している外国投資証券の発行価額又は売出価額について、「発行予定額」又は「発行残高の上限」のいずれの記載を選択したかを記載した上で、その「総額」又は「上限額」の金額を記載すること。
なお、「発行残高の上限」を選択した場合であって、発行登録による募集を予定している外国投資証券の形態が外国投資法人債券（短期外債を除く。）であるときには、この発行登録書の提出日前に募集により発行された外国投資法人債券のうちこの発行登録書に記載した発行予定期間内に償還が予定される外国投資法人債券の償還期日及び償還額を記載すること。
⑹　安定操作に関する事項
令第20条第１項に規定する安定操作取引を行うことがある場合には、令第21条各号に掲げる事項を記載すること。
⑺　縦覧に供する場所
公衆の縦覧に供する金融商品取引所又は認可金融商品取引業協会について記載すること。
⑻　証券情報
第二十二号様式第一部に準じて記載すること。ただし、記載事項の全部又は一部の記載を省略することができる。
⑼　参照情報
ａ　臨時報告書又は外国会社臨時報告書が参照書類に含まれている場合には、その提出理由について、第29条第２項各号のうちいずれの規定に基づいて提出したのかを付記すること。
ｂ　訂正報告書が参照書類に含まれている場合には、当該訂正報告書が、いずれの書類の訂正報告書であるのかを付記すること。
⑽　参照書類の補完情報
ａ　参照書類が外国会社報告書及びその補足書類である場合には、これらの書類に記載されている事項のうち、第八号様式のうち提出者が公益又は投資者保護のため必要かつ適当なものと認める項目（第27条の３第３項第２号に掲げる項目以外の項目に限る。）に記載すべき事項に相当する事項の日本語による翻訳文を記載すること。
ｂ　参照書類に外国会社報告書及びその補足書類の訂正報告書並びに外国会社半期報告書及びその補足書類並びにこれらの書類の訂正報告書が含まれる場合にあっては、ａに準じて記載すること。

第十六号の二様式第一部第一中「社債（」を「外国特定社債（」に、「社債管理者又は社債」を「外国特定社債管理者又は外国特定社債」に、「新株予約権付社債」を「外国新優先出資引受権付特定社債」に、「新株予約権の内容」を「外国新優先出資引受権の内容」に、「新株予約権の行使請求期間」を「外国新優先出資引受権の行使期間」に、「新株予約権の受付場所」を「外国新優先出資引受権の行使請求の受付場所」に、「新株予約権の譲渡」を「外国新優先出資引受権の譲渡」に改め、同様式第一部第２中「株式」を「外国特定優先出資証券」に改め、同様式記載上の注意⑴中「社債、株式」を「特定社債券（法第２条第１項第４号に掲げる特定社債券をいう。）の性質を有するもの、特定優先出資証券の性質を有するもの」に改める。
第十六号の三様式記載上の注意⑵中「第27条」を「第５条第５項」に、「第５条第４項各号」を「同条第４項各号」に改める。
第十七号様式記載上の注意⑵中「（投資証券」を「（法第２条第１項第11号に掲げる投資証券、新投資口予約権証券」に、「短期投資法人債」を「短期投資法人債券」に改め、同記載上の注意⑶中「法」を「法第27条において準用する法」に改める。
第十八号様式記載上の注意⑵中「（外国投資証券」を「（法第２条第１項第11号に掲げる投資証券に類するもの、外国新投資口予約権証券」に改め、同記載上の注意⑶中「法」を「法第27条において準用する法」に改め、同記載上の注意⑷ロ中「外国投資法人債」を「外国投資法人債券」に改める。
第十八号の二様式記載上の注意⑴中「社債、株式」を「特定社債券（法第２条第１項第４号に掲げる特定社債券をいう。）の性質を有するもの、特定優先出資証券の性質を有するもの」に改める。
第二十号様式記載上の注意中「以下」の次に「この様式において」を加え、「届出書を」を「発行登録取下届出書を」に改める。
第二十号の二様式記載上の注意中「以下」の次に「この様式において」を加え、「届出書を」を「発行登録取下届出書を」に改める。
第二十一号様式を次のように改める。

第二十一号様式

【表紙】
【発行登録追補書類番号】　＿＿＿＿＿＿＿＿
【提出書類】　発行登録追補書類
【提出先】　関東財務局長
【提出日】　平成　　年　　月　　日
【発行者名】　＿＿＿＿＿＿＿＿
【代表者の役職氏名】⑴　＿＿＿＿＿＿＿＿
【本店の所在の場所】　＿＿＿＿＿＿＿＿
【事務連絡者氏名】　＿＿＿＿＿＿＿＿
【電話番号】　＿＿＿＿＿＿＿＿
【発行登録の対象とした募集（売出）内国投資証券に係る投資法人の名称】　＿＿＿＿＿＿＿＿
【発行登録の対象とした募集（売出）内国投資証券の形態】⑵　＿＿＿＿＿＿＿＿
【今回の募集（売出）金額】⑶